

平成31（2019）年度 東北大学法科大学院入学試験  
一般選抜（後期）・学部3年次生特別選抜（既修）  
試験科目：刑事法（刑法）

【設問】

以下の【事例】に挙げられた事実が真実であることを前提にして、Xの罪責について論じなさい（特別法違反の罪は除く。）。

【事例】

1 2016年10月20日午前4時頃、居酒屋で酒を飲み、歩いて自宅に帰る途中だったXは、以前から恨みを抱いているVが一人で暮らしているV所有の家屋（築30年の木造2階建て。以下、「本件家屋」とする。）の前を通りかかったところ、1階の玄関に設置された木製ドア（以下、「本件ドア」とする。）に設けられた郵便受けに朝刊（以下、「本件朝刊」とする。）が差し込まれているのを発見した。Xは、Vに対する恨みを晴らそうと思い、本件朝刊にライターで点火し、その結果、本件朝刊は焼損し、その炎が本件ドアに燃え移り、本件ドアも炎を上げて燃焼し始めた。なお、Xは、本件朝刊に点火した時点で、本件家屋は木造で古いので、家屋全体が火事で焼け落ちてしまうかもしれないし、その結果、Vが焼死するかもしれないが、それでも構わないと思っていた。

2 本件ドアが燃焼し始めるのを見たXは、「本件家屋は焼け、Vも死ぬことになる。」と思うと、急に怖くなり、「とんでもないことをしてしまった。」という後悔の念が生じ、火を消し、Vを助けようと考えたが、一方で、自分が火をつけたことがばれると警察に捕まってしまうとも思い、第三者に消火を依頼し、その後、この場から逃げることにしようとを考えた。そのとき、本件家屋の前をAが偶然通りかかったので、XはAに駆け寄り、本件家屋の方を指差すと、「火事です。消防に通報してください。」と言って、その場から走り去った。

3 本件ドアが燃えているのを見たAが、所持していた携帯電話で119番通報するとともに、着用していた上着を用いる等して、消火活動に努めたため、本件ドアが焼損するにとどまったが、Aの消火活動がなければ、本件家屋全体が焼け落ちた客観的可能性が認められた。本件ドアは、厚さ約3cm、高さ約220cm、幅約90cmの大きさであり、本件家屋に固着された外枠の内側に3個の「ちょうつがい」で接合され、外枠は構造上家屋の外壁と接続して、一体的な外観を呈していた。また、本件ドアは、ドライバー等の器具を使用して「ちょうつがい」を外せば、本件家屋を毀損することなく取り外せるものであった。

4 なお、Vは2016年10月18日から1週間の予定で旅に出ていたため、Xが上記行為を行ったときには、本件家屋内に、人は誰もいなかった。